就業規則

第１章　総　　則

（目　　的）

第１条　この規則は、社会福祉法人国立保育会の就業に関する事項を規定する。

２　この規則及びこの規則の付属規程に定めた事項のほか、職員の就業に関する事項は、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

（適用範囲）

第２条　この規則は、法人に勤務するすべての職員に適用する。

２　ただし、3年間の期間の定めを設けて採用し、保育補助を担う職員を契約職員とする。

３　パートタイマー等就業形態が特殊な勤務に従事する者については別に定めるところによる。

（遵守の義務）

第３条　法人及び職員は、この規則及び付属規定を遵守し相互に協力して事業の発展と労働条件の向上に努めなければならない。

（職員の定義）

第４条　この規則で職員とは第２章で定めるところにより採用され、常時法人の業務に従事する者をいう。

（職員の区分）

第５条　職員の職名を次のとおりとする。なお、部長に加え、課長、室長、園長（以下「園長等」とする）については労働基準法第４１条に該当する職員とする。

（１）部長
（２）課長、室長、園長
（３）副課長、副園長
（４）主任、副主任
（５）保育士
（６）看護師
（７）調理員
（８）事務員
（９）用務員
（10）保育補助

第２章　人　　事

（採　　用）

第６条　職員の採用は、この法人に就職を希望するものの中から書類審査及び面接により選考を行い、それに合格した者を職員として採用する。

（試用期間）
第７条　新たに採用した者については、採用の日から3ヶ月間を試用期間とする。
２　試用期間中または試用期間満了の際、引き続き職員として勤務させることが不適当と認められる者については、第１５条の手続きに従い解雇する。
３　試用期間は勤続年数に通算する。
（採用決定時の提出書類）
第８条　職員として採用された者は、採用後１週間以内に次の書類を提出しなければならない。
（１）履歴書（自筆）
（２）写　真
（３）住民票記載事項の証明書（個人番号記載）
（４）最終学校の卒業証明書
（５）免許証その他資格証明書の写
（６）健康診断書
（７）誓約書
（８）身元保証書
（９）その他人事管理上必要な書類
２　前各号の書類は、法人が必要を認めない場合はその一部を省略することがある。
３　第１項の提出書類の記載事項に異動があったときは、その都度すみやかに届け出なければならない。
（昇　　任）
第９条　職員の昇任は，選考による。
２　部長、課長、室長、施設長、副課長、副施設長（以下、「施設長等」とする）については、別に定めるところによる。
（降　　任）
第10条　職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては，降任させることがある。
⑴　勤務成績が不良なとき
⑵　心身の故障のため職務の遂行に支障があり，又はこれに堪えないとき
⑶　職員として必要な適格性を欠くとき
⑷　職員が降任を申し出たとき
（異　　動）
第11条　業務上必要がある場合には、職員の従事する職務または就業場所の変更を命ずることがある。
（休　　職）
第12条　職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、休職とする。
（１）業務外の傷病により欠勤１ヶ月をこえるとき。
（２）刑事事件により起訴されたとき。
（３）その他法人が休職を必要と認めたとき。

（休職期間）
第13条　前条の規定による休職期間は、次の各号による。
（１）前条第１号によるとき

勤続	２年未満の者	90日
〃	２年以上10年未満の者	６ヶ月
〃	10年以上の者	１２ヶ月

（２）前条第２号および第３号の場合
その必要と認めた期間
２　休職期間が終了しても復職できない場合には、自然退職とする。
３　休職期間中の給与は給与規程の定めるところによる。
４　休職期間は勤続年数に算入しない。
５　休職期間中は休職辞令を交付する。
（復　　職）
第14条　休職期間満了前に休職事由が消滅したときは復職させる。復職は原則として原職へ復職させるが、業務の都合により職務を変更することがある。
２　前項の場合、復職後１年以内に同一の事由により再び欠勤した時は復職を取り消し、復職前の休職期間に通算する。
（解　　雇）
第15条　職員が次の各号のいずれかに該当する場合は解雇することができる。
（１）身体または精神の障害により業務に耐えられないと認められるとき
（２）勤務成績または能率が著しく劣り業務に耐えられないと認められるとき
（３）やむを得ない事由により法人の事業を縮小し、剰員を生じたとき
（４）刑事事件により起訴され有罪が確定したため、就業できなくなったとき
（５）性格上著しく円満を欠く等、法人または他に迷惑になるとき
（６）その他各号に準ずる程度のやむを得ない事由があるとき
（解雇の予告）
第16条　前条により解雇する場合には30日前に本人に予告し、または労働基準法第12条に規定する平均賃金の30日分に相当する予告手当を支払う。この場合において予告の日数は、平均賃金を支払った日数だけ短縮することとする。
（解雇制限）
第17条　第１５条の規定にかかわらず、次の各号の１に該当する期間は解雇しない。ただし、第１号の場合において療養開始後３年を経過しても傷病がなおらないで打切補償を支払った場合（法律上打切補償

を支払ったとみなされる場合を含む）はこの限りでない。

（１）業務上負傷し、または疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間

（２）産前産後の女子が休業する期間及びその後30日間

２　天災地変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能になった場合は労働基準監督署長の認定をうけて解雇する。

（退　　職）

第18条　職員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その日を退職の日とし、職員としての地位を失なう。

（１）死亡したとき

（２）期間を定めて雇用した者の雇用期間が満了したとき

（３）休職期間満了後復職できないとき

（４）本人の都合により退職を願い出て、その承認があったとき

（定　　年）

第18条の２　職員の定年は、満60歳とし、定年に達した年度の末日を以って退職とする。

（継続雇用）

第18条の３　定年に達した者が引き続き勤務を希望するときは、定年の6ヶ月前までに法人に申し出るものとする。

２　前項の定年到達者が引き続き勤務を希望した場合は、引き続き満７０歳の年度の末日まで雇用する。ただし、労働条件等は、別途嘱託職員の就業規則に定める。

（退職手続）

第19条　職員が自己の都合により退職しようとするときは、少なくとも１ヶ月前迄に退職願を提出しなければならない。

２　退職願を提出した者は、法人の承認があるまでは従前の業務に服さなければならない。

３　退職願を提出した者は、退職迄の間に必要な事務の引継ぎを完了しなければならない。

第３章　勤　　務

第１節　　勤務時間・休憩・休日

（勤務時間）

第20条　職員の勤務時間は実働1週４０時間とし、1年単位の変形労働時間制を適用する。

２　前項の定めによらず、理事長から許可を受けた者は、その許可を受けた期間に限り、4週8休以内の範囲内で4週間を平均し1週20時間から40時間の範囲で勤務することとし、1年単位の変形労働時間制を適用する。また、別に定める短時間勤務服務規程によることとする。

３　職員の在宅勤務に関する事項については、この規則に定めるものの他に別に定めるところによる。

（始業・終業の時刻及び休憩の時刻）

第21条　始業、終業の時刻及び休憩の時刻は園長等が作成する勤務時間表のとおりとする。

2　前条の変形労働時間制の起算日は、4月1日とする。

3　園長等が作成する勤務時間表は、勤務月の前月末日までに勤務月1ヶ月間の始業、終業の時刻、休憩の時刻及び第24条4号の休日を明記し、掲示または配布を以って各職員に通知する。

4　勤務時間表の終業時刻は、業務に支障のない範囲内で15分以内を繰り上げることができる。

5　始業時刻とは園長等の指揮命令による作業を実際に開始した時刻をいい、勤務場所に出勤した出勤時刻とは区別するものとし、勤務時間表の始業時間より前の打刻時間は準備時間とする。

6　終業時刻とは園長等の指揮命令による作業を実際に終了した時刻をいい、勤務場所から退勤した退勤時刻とは区別するものとし、勤務時間表の終業時間より後の打刻時間は非活動時間とする。

（出張等の勤務時間および旅費）

第22条　職員が出張その他法人の用務をおびて法人外で勤務する場合で勤務時間を算定しがたいときは、第20条の時間を勤務したものとみなす。

2　職員が出張する場合は、別に定める旅費規程により旅費を支給する。

（時間外勤務）

第23条　業務の都合により所定時間外に勤務させることがある。

2　法定の労働時間を超える時間外勤務は、所轄労働基準監督署長に届け出た職員代表との時間外労働協定の範囲内とする。

3　次に掲げる職員については、前項の規程により、時間外に労働させる場合においても、２週間に１２時間、１年について１５０時間を超えないものとする。

（１）小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員

（２）負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、２週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする常態にある次に掲げるいずれかの者を介護する職員

ア　配偶者、父母もしくは子または配偶者の父母

イ　当該職員が同居し、かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹または孫

4　勤務時間表の始業時間の前に業務を行うまたは行った場合、終業時間を超えて業務を行うまたは行った場合、および休憩時間中に実際に業務を行うまたは行った場合には、職員は打刻時間をもって証明し、当月中に園長等に申請をおこない許可を得ることとする。

（休　　日）

第24条　休日は次のとおりとする。

（１）日曜日
（２）国民の祝日
（３）年末年始（12月29日~１月３日）
（４）第20条第1項および第2項の変形労働時間制実施に伴い、法人が各職員に指定した日

（休日の振替）

第25条　業務の都合でやむを得ない場合は前条の休日を10日以内の他の日と振り替えることがある。

２　前項の場合、前日までに振替による休日を指定して職員に通知する。

（休日勤務）

第26条　業務上必要がある場合には、第24条の休日に勤務を命ずることがある。

２　法定の休日に勤務させる場合は、所轄労働基準監督署長に届け出た職員代表との休日労働協定の範囲内とする。

３　次に掲げる職員については、前項の規定により、休日に労働させる場合においても、２週間に１２時間、１年について１５０時間を超えないものとする。

（１）小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員
（２）負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、２週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする常態にある次に掲げるいずれかの者を介護する職員
ア　配偶者、父母もしくは子または配偶者の父母
イ　当該職員が同居し、かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹または孫

（非常災害時の時間外、休日勤務等）

第27条　事故の発生、火災、風水害その他避けることのできない事由により臨時の必要がある場合には第23条の規程にかかわらず、すべての職員に対し第20条の勤務時間を超えて、または第24条の休日に勤務させ、若しくは午後10時から午前５時迄の間の深夜に勤務させることがある。

（割増賃金）

第28条　第23条、第26条及び前条で規定する時間外勤務、休日勤務に対しては、給与規程の定めるところにより割増賃金を支給する。

（適用除外）

第29条　労働基準法第41条第２号または第３号に該当する者については、本節の規程は適用しない。

第２節　　休　　暇　等

（年次有給休暇）

第30条　年次有給休暇は、毎年４月１日を起算日とした在籍年数に応じ、別表３－１のとおり与える。ただし、週4日以下かつ週30時間未満の勤務の者については、別表３－３のとおりとする。

2　前項の規定にかかわらず、年次有給休暇付与の基礎となる各勤続期間における欠勤日数が所定就業日数の２割を超える場合の休暇日数は、在籍日数の如何にかかわらず25日とする。４月１日以降に採用され次回の４月１日までに満１カ年に達しない者には、採用された日から１ヵ月後に別表３‐２のとおり与える。ただし、週４日以下かつ週30時間未満の勤務の者については、採用月が４月から９月までの間の場合、別表３‐３の～0.5年未満の休暇日数とする。

3　前項の欠勤日数には、第31条、第32条および第34条の休暇を含まないものとする。

4　当該年度に行使しなかった年次有給休暇は、次年度に限り繰越すことができる。

5　年次有給休暇は、職員の請求に基づき与えられる。ただし、業務の正常な運営を妨げる場合においてはその請求のあった日を変更することができる。

6　年次有給休暇を受けようとする場合は、予め園長等に届出なければならない。緊急または特別の事由により予め届出ることができなかった場合は、事後すみやかに届出なければならない。

7　年次有給休暇は、業務に支障のない範囲で、半日休暇を請求することができる。半日休暇は、勤務時間表による始業時間を4時間以内で繰り下げること、もしくは終業時間を4時間以内で繰り上げることとし、2回の行使で年次有給休暇1日分を行使したこととする。

8　年次有給休暇により休んだ期間については、通常の給与を支払う。

9　第1項から第8項の規定にかかわらず、法人が職員との協定により年次有給休暇を計画的に付与することとした場合においては、その協定の定めるところにより同休暇を付与することとする。

10　職員は、その保有する年次有給休暇のうち前項の労使協定に係る部分については、その協定の定めるところにより取得しなければならない。

11　職員は、消滅時効よって消滅する年次有給休暇について、法定外有給休暇付与相当分を上限に法人に買上請求することができる。その場合、支給日は３月支給の給与で法定外有給休暇未取得手当として支払う。但し、第５条（１）（２）の職員を除く。

12　職員は、退職日までに取得しなかった年次有給休暇相当分について、法人に買上請求することができる。その場合、退職日より1ヶ月以内に退職金として支給する。

（産前・産後休暇）

第31条　妊娠中の女子職員は医師または、助産婦の証明書、または、母子健康手帳を示してその出産の前後を通じて、１６週間以内の休暇を受けることができる。ただし、多胎妊娠の場合は、２２週間とする。

２　前項に規定する休暇は出産予定日の７週間前から、これを請求することができる。

３　産前、産後休暇中の給与については、無給とする。

ただし、出産手当金が育児休業給付金と同率になるまでの時限措置として、基本給および地域手当1か月分を出産給付調整手当として産前休暇開始時に支給する。

（生理休暇）

第32条　生理日の就業が著しく困難な女子職員が請求した場合には、生理休暇を与える。

２　生理休暇中の給与は無給とする。

（育児時間）

第33条　生後１年未満の乳児を育てる女子職員が請求した場合は、休憩時間の外、１日２回、各30分の育児時間を与える。

（特別休暇）

第34条　職員は次の各号の１に該当する場合には、それぞれ各号で定める日数の特別休暇を請求することができる。

（１）結婚のとき

ア　本人の場合　　７日以内

イ　子女の場合　　５日以内

（２）出産のとき

配偶者の場合　４日以内

（３）死亡のとき

ア　配偶者　　10日以内

イ　父母、子（養子を含む）　　８日以内

ウ　祖父母、兄弟姉妹、配偶者の両親　　４日以内

エ　その他同居の親族又は3親等内の親族　　３日以内

（４）業務外の傷病により７日以上（休日等含む）業務に従事できないとき（医師の診断書を提出すること）

傷病の日から起算して1カ月以内

復帰後１年以内に同一の傷病により業務に従事できない時は、前休暇期間に通算する。ただし、試用期間中は無給とする。

（５）第47条に該当する場合

傷病の日から起算して1週間以内

（６）第30条の年次有給休暇の残りの日数が0日となった職員について、欠勤として取り扱うことには不合理な状況が生じた場合

1日以内

２　特別休暇を受けようとする者は、休暇の事由及び日を明示して所定の手続きにより届け出なければならない。ただし、第47条に該当する場合を除く。

３　特別休暇中の賃金は、給与規程の定めるところによる。

４　特別休暇が週休日または休日の前後にわたる場合には現に継続する日数をもって特別休暇の期間とみなす。

（育児休業）
第34条の2　職員の育児休業および育児短時間勤務に関する事項は、別に定める「育児･介護休業等に関する規則」による。
（介護休業）
第34条の3　職員の介護休業および介護短時間勤務に関する事項は、別に定める「育児･介護休業等に関する規則」による。

第４章　給与および退職金

（給　　与）
第35条　職員の給与は、別に定める給与規程による。
（退　職　金）
第36条　職員の退職金の支給については、社会福祉施設職員退職手当共済契約により行なう。
２　東京都社会福祉協議会従事者共済会に加入した場合にはその退職金の支給を行なう。

第５章　服務規律

（服務の基本原則）
第37条　職員は、この規則および付属諸規程に定められた事項を遵守するとともに、業務上の指揮命令に従い、互いに協力してその職責を果さなければならない。
（服務心得）
第38条　職員は常に次の事項を守り、服務に精励しなければならない。
（１）常に健康に留意し、積極的な態度をもって勤務すること
（２）自己の業務上の権限を超えて専断的なことを行なわないこと
（３）常に品位を保ち、法人の名誉を害し信用を傷つけるようなことをしないこと
（４）法人の業務上の機密および法人の不利益となる事項を他に洩らさないこと
（５）許可なくして他に就職し、または事業を営まないこと
（６）施設管理者の承認を得ず、施設内で集会を開催し、または文書その他の印刷物の掲示等をしないこと
（７）許可なく職務外の目的で施設の設備、器具その他の物品を使用しないこと
（８）職務上の地位を利用して自己の利益を図らないこと
（９）児童並びにその家族に対して不敬に当る言葉を使ったり口論をしてはならない
（10）施設設備の保全を厳にするとともに物資および経費を効率的に使用しなければならない

（11）相手方の望まない性的言動により、他の職員に不利益を与えたり、就業環境を害すると判断される行動などをおこなってはならない
（12）他の職員に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与え、または就業環境を悪化させてはならない

（出　退　勤）
第39条　職員は出勤・退勤にあたり次の事項を守らなければならない。
（１）職員は始業時間前に出勤し、始業時間に勤務が開始出来るように準備するとともに、自ら所定の出勤簿に押印しなければならない
（２）退勤の際は、備品、器具等を所定の位置に格納し、戸締りを厳重にし、電熱、火気等の点検をして安全を確認すること
２　次の各号の１に該当する職員に対しては、出勤を禁止し、または退勤を命ずることがある。
（１）風紀秩序をみだし、または衛生上有害と認められる者
（２）火気、凶器その他業務に必要でない危険物を携帯する者
（３）業務を妨害し、もしくは法人の秩序をみだし、またはそのおそれのある者
（４）その他法人が必要ありと認めた者
（欠勤の手続）
第40条　職員が疾病その他の理由で欠勤しようとするときは、事前にその旨を園長等に届け出て承認を受けなければならない。この場合において事前に届け出ることができないときは事後すみやかに届け出て承認を受けなければならない。
２　病気欠勤７日以上に及ぶときは医師の診断書を提出しなければならない。
（遅　刻）
第41条　始業時間に遅れた場合は遅刻とする。
（早退・外出）
第42条　職員は、やむを得ない私用により早退または外出しようとするときは、あらかじめ園長等の許可を受けなければならない。
（出　張）
第43条　職員は出張命令によって出張し、その結果について文書または口頭をもって復命する。

第６章　安全及び衛生

（遵守義務）
第44条　法人及び職員は、職場における安全及び衛生の確保に関する法令及び諸規則で定められた事項を遵守し、相互に協力して災害の未然

防止に努めるものとする。

（災害防止）

第45条　職員は災害を発見し、またはその危険があることを知ったときは、臨機の措置をとり、被害を最小限にとどめるよう努めなければならない。

（健康診断）

第46条　職員に対しては、採用時及び毎年１回以上健康診断を実施する。この場合において、健康診断を受けなかった者は、法人の指定する医師の診断書を提出し、これにかえることができる。

（就業禁止）

第47条　感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」とする）第18条に基づき、感染症法における感染症の分類（別表3-4）にある届出方法の定点種別が小児科以外の疾病に罹患した場合、次の各号の１に該当する職員は医師等の認定に従い就業を禁止する。

（１）他に感染するおそれのある疾病にかかった者

（２）感染症の病原体の保持者

（３）その他就業を禁止することが適当と判断された者

（海外旅行届）

第48条　海外に旅行をする者は、法人が感染症や有事の際欠勤する等のリスクに対応するため、施設長に2週間前までに海外旅行届を提出しなければならない。

第７章　表彰及び懲戒

（表　　彰）

第49条　職員が次の各号の１に該当する場合は選考の上、これを表彰する。

（１）本法人において満10年以上誠実に勤務した者

（２）善行があり、衆の模範とするにたる者

（３）保育に関し、特にすぐれた研究を行った者および特に創意工夫を考案した者

（４）災害を未然に防止し、または災害の際特に功労があった者

（５）前各号に準ずる程度に善行または功労があると認められる者

２　前項の表彰は賞状のほか賞金または賞品を授与してこれを行なう。

（懲　　戒）

第50条　職員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒を行う。

（１）本規則にしばしば違反したとき

（２）故意または重大な過失により、災害または事故を発生させ、本会に損害を与えたとき

（３）故意に業務の遂行を妨げたとき

（４）故意または過失の有無に関わらず児童福祉施設の設備及び運営に関す

る基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第9 条の2)において禁止されている不適切行為(入所中の児童に対し、当該児童の心身に有害な影響を与える行為)及びそれに類する行為をしたとき。

（５）業務上の怠慢によって災害事故を起こしたとき

（６）部下への管理監督または部下への指導指示を怠り、部下が懲戒処分に相当する行為をしたとき

（７）重要な経歴を偽り、その他不正手段を用いて採用されたとき

（８）職務上の業務に違反し、正当な理由なく遅刻、早退もしくは欠勤を重ねたとき

（９）その他職員として相応しくない非行があったとき

（懲戒の種類）

第51条　懲戒は次の6種類とし、懲戒を行う場合は、懲戒処分の内容、非違行為、懲戒事由等を書面にて職員に通知するものとする。

（１）　訓　　戒……説諭して将来を戒める

（２）　け　ん　責……始末書の提出をさせ将来を戒める

（３）　減　　給……１回の事案に対する額が平均賃金１日分の２分の１、総額が１ヶ月の賃金総額の10分１の範囲内で行う

（４）　出勤停止……７日以内出勤を停止し、その期間中の賃金は支払わない

（５）　諭旨解雇……懲戒解雇に準ずる事由により解雇する（諭旨解雇に相当する事由があった場合、退職金は減額して支給する）

（６）　懲戒解雇……予告期間を設けることなく即時に解雇する（所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは、解雇予告手当を支給しない、又原則として懲戒解雇に相当する事由があった場合、退職金は全額支給しない）

２　前項の懲戒の他、職員が法人に損害を及ぼした時は、その損害を賠償させることがある。

第８章　雑　　則

（災害補償及び業務外の傷病扶助）

第52条　職員が業務上負傷しまたは疾病にかかったときは、労働基準法の規定に従って、療養補償、休業補償、障害補償を行なう。職員が業務上負傷しまたは疾病にかかり死亡したときは、労働基準法の規定に従い遺族補償及び葬祭料を支払う。

２　補償を受けるべき者が同一の事由について労働者災害補償保険給付を受けるべき場合においては、その価額の限度において前項の規定を適用しない。

３　職員が業務外の疾病にかかったときは、健康保険法により、給付を

受けるものとする。

(命令による研修)

第53条　職員の資質の向上を目差して品性並びに知識技能を高めるため努めて研修の機会をあたえる。また職員はその機会を利用するよう努めなければならない。

2　命令による研修にかかわる旅費は旅費規程による。

附　　則

1．この規則は昭和63年5月1日から施行し、同時に旧規程は廃止する。
2．平成11年12月15日一部改正
3．平成14年10月1日一部改正
4．平成18年4月1日一部改正
5．平成18年12月14日一部改正
改正に伴う副園長の設置は、平成19年4月1日より施行するものとする。
6．平成19年3月9日一部改正
改正に伴う勤務時間の変更は平成19年4月1日より施行する。
7．平成20年5月28日一部改正
8．平成20年10月1日一部改正
9．平成21年1月1日一部改正
10．平成21年4月1日一部改正
11．平成22年4月1日一部改正
改正に伴う施行時期は平成22年4月1日とする。ただし、国立保育園においては施行を留保し、改正前の週40時間1ヶ月単位の変形労働時間制とする。
12．平成22年6月1日一部改正
国立保育園においては施行を留保していた1年単位の変形労働時間制については、平成22年7月1日に施行する。
13．平成25年4月1日一部改正
14．平成27年4月1日一部改正
15．平成27年10月1日一部改正
16．平成29年4月1日一部改正（試用期間の改正・海外旅行届・週30時間勤務）
17．平成30年4月1日一部改正（週20時間勤務、組織変更に伴う名称変更）
18．平成31年1月1日一部改正
19．平成31年4月1日一部改正
20．令和2年1月1日一部改正
21．令和2年3月1日一部改正（第32条第６号追加）
22．令和2年4月1日一部改正（第２条第２項に在宅勤務を追加）
23．令和2年10月1日一部改正（第９条「昇任」及び第10条「降任」を追加）
24．令和3年1月1日一部改正（第47条第1項「医師等」に変更）
25．令和3年10月1日一部改正（第50条第1項第2号及び第5号変更）
26．令和4年4月1日一部改正（第34条第1項第4号、別表3-1、3-2変更）
27．令和5年4月1日一部改正（第20条第1項及び第2項、1ヶ月単位の変形労働時間制）
28．令和5年4月1日一部改正（第8条第1項第3号住民票記載事項の証明書

に「(個人番号記載)」を追加

29. 令和5年4月1日一部改正（第47条第1項「感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」とする)第18条に基づき、感染症法における感染症の分類(別表3-3)にある届出方法の定点種別が小児科以外の疾病に罹患した場合、」を追加

30. 令和5年4月1日一部改正（第20条第1項及び第2項、1年単位の変形労働時間制）

31. 令和6年3月5日一部改正（第12条(1)「欠勤１ヶ月をこえる」に変更、第13条第2項追加、第21条第5項以降追加、第23条第4項追加、第30条第6項「書面をもって」を削除、同条第11項及び第12項追加）
令和６年４月１日施行ただし、第30条第３項、第11項、第12項については、令和６年３月５日施行

32. 令和６年６月１１日一部改正（第18条の3第２項、第30条第１項、第30条第2項変更および第50条第４項、別表3-3追加）
令和６年７月１日施行する。
ただし、第18条の３第2項については、令和7年3月31日時点で70歳以上の職員は適用しない。
第30条第1項および第30条第2項については、令和7年4月1日施行とする。

33. 令和６年１２月３日一部改正（第31条の第3項、第47条変更）令和７年１月１日施行ただし、第３１条の第３項については、令和８年４月１日施行とする。

34. 令和７年３月４日一部改正（第2条の変更および第2項第3項追加、第20条第3項追加）令和７年４月１日施行する。

別表3-1
第30条1項に規定する年次有給休暇は次のとおり定める。

在籍年数	～0.5年未満	0.5年以上～1.5年未満	1.5年以上～2.5年未満	2.5年以上～3.5年未満	3.5年以上～4.5年未満	4.5年以上～5.5年未満	5.5年以上～6.5年未満	6.5年以上～
休暇日数（4月1日から9月30日まで）	10	11	12	13	14	16	18	20
休暇日数（10月1日から翌年3月31日まで）	15	15	15	15	15	15	15	15

別表3-2
第30条2項に規定する年次有給休暇は次のとおり定める。

採　用　月	4月から9月までの間	10月から3月までの間
休暇日数（4月1日から9月30日まで）	10日	
休暇日数（10月1日から翌年3月31日まで）	15日	５日

別表3-3

在籍年数		～0.5年未満	0.5年以上～1.5年未満	1.5年以上～2.5年未満	2.5年以上～3.5年未満	3.5年以上～4.5年未満	4.5年以上～5.5年未満	5.5年以上～6.5年未満	6.5年以上～
休暇日数（4月1日から9月30日まで）	週4日	7	7	8	9	10	12	13	15
	週3日	5	5	6	6	8	9	10	11

別表3-4

感染症法における感染症の分類

感染症類型	疾病名	届出の要否			届出方法			法に基づく入院勧告の可否			就業制限通知の可否		
		患者	疑似症	無症状病原体保有者	定点種別	時期	内容	患者	疑似症	無症状病原体保有者	患者	疑似症	無症状病原体保有者
1	エボラ出血熱	○	○	○	（全数）	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	クリミア・コンゴ出血熱	○	○	○	（全数）	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	痘そう	○	○	○	（全数）	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	南米出血熱	○	○	○	（全数）	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	ペスト	○	○	○	（全数）	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	マールブルグ病	○	○	○	（全数）	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
1	ラッサ熱	○	○	○	（全数）	直ちに	a	○	○	○	○	○	○
2	急性灰白髄炎	○	×	○	（全数）	直ちに	a	○	×	×	○	×	○
2	結核	○	○	○	（全数）	直ちに	a	○	○	×	○	○	×
2	ジフテリア	○	×	○	（全数）	直ちに	a	○	×	×	○	×	○
2	重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）	○	○	○	（全数）	直ちに	a	○	○	×	○	○	○
2	中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）	○	○	○	（全数）	直ちに	a	○	○	×	○	○	○
2	鳥インフルエンザ（H5N1）	○	○	○	（全数）	直ちに	a	○	○	×	○	○	○
2	鳥インフルエンザ（H7N9）	○	○	○	（全数）	直ちに	a	○	○	×	○	○	○
3	コレラ	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
3	細菌性赤痢	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
3	腸管出血性大腸菌感染症	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
3	腸チフス	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
3	パラチフス	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	○	×	○
4	E型肝炎	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	ウエストナイル熱	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	A型肝炎	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	エキノコックス症	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	黄熱	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	オウム病	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	オムスク出血熱	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	回帰熱	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	キャサヌル森林病	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	Q熱	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	狂犬病	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	コクシジオイデス症	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	サル痘	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	ジカウイルス感染症	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	腎症候性出血熱	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	西部ウマ脳炎	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	ダニ媒介脳炎	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	炭疽	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	チクングニア熱	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	つつが虫病	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	デング熱	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	東部ウマ脳炎	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）を除く。）	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	ニパウイルス感染症	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	日本紅斑熱	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	日本脳炎	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	ハンタウイルス肺症候群	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	Bウイルス病	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	鼻疽	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	ブルセラ症	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	ベネズエラウマ脳炎	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	ヘンドラウイルス感染症	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	発しんチフス	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	ボツリヌス症	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	マラリア	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	野兎病	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	ライム病	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	リッサウイルス感染症	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	リフトバレー熱	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	類鼻疽	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	レジオネラ症	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	レプトスピラ症	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
4	ロッキー山紅斑熱	○	×	○	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
5	アメーバ赤痢	○	×	×	（全数）	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×
5	RSウイルス感染症	○	×	×	小児科	次の月曜	c1	×	×	×	×	×	×
5	咽頭結膜熱	○	×	×	小児科	次の月曜	c1	×	×	×	×	×	×
5	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	○	×	×	インフル基幹（※1）	次の月曜	c1	×	×	×	×	×	×
5	ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）	○	×	×	（全数）	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×
5	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	○	×	×	小児科	次の月曜	c1	×	×	×	×	×	×
5	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	○	×	×	（全数）	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×
5	感染性胃腸炎	○	×	×	小児科基幹（※2）	次の月曜	c1	×	×	×	×	×	×
5	急性出血性結膜炎	○	×	×	眼科	次の月曜	c1	×	×	×	×	×	×
5	急性弛緩性麻痺	○	×	×	（全数）	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×
5	急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）	○	×	×	（全数）	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×
5	クラミジア肺炎（オウム病を除く。）	○	×	×	基幹	次の月曜	c2	×	×	×	×	×	×
5	クリプトスポリジウム症	○	×	×	（全数）	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×
5	クロイツフェルト・ヤコブ病	○	×	×	（全数）	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×
5	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	○	×	×	（全数）	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×
5	後天性免疫不全症候群	○	×	○	（全数）	7日以内	b2	×	×	×	×	×	×
5	細菌性髄膜炎(侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症及び侵襲性肺炎球菌感染症を除く。）	○	×	×	基幹	次の月曜	c2	×	×	×	×	×	×
5	ジアルジア症	○	×	×	（全数）	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×

感染症類型	疾病名	届出の要否			届出方法			法に基づく入院勧告の可否			就業制限通知の可否		
		患者	疑似症	無症状病原体保有者	定点種別	時期	内容	患者	疑似症	無症状病原体保有者	患者	疑似症	無症状病原体保有者
5	侵襲性インフルエンザ菌感染症	○	×	×	（全数）	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×
5	侵襲性髄膜炎菌感染症	○	×	×	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
5	侵襲性肺炎球菌感染症	○	×	×	（全数）	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×
5	水痘	○	×	×	小児科	次の月曜	c1	×	×	×	×	×	×
5	水痘（入院例に限る。）	○	×	×	（全数）	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×
5	性器クラミジア感染症	○	×	×	STD	翌月初日	c1	×	×	×	×	×	×
5	性器ヘルペスウイルス感染症	○	×	×	STD	翌月初日	c1	×	×	×	×	×	×
5	尖圭コンジローマ	○	×	×	STD	翌月初日	c1	×	×	×	×	×	×
5	先天性風しん症候群	○	×	×	（全数）	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×
5	手足口病	○	×	×	小児科	次の月曜	c1	×	×	×	×	×	×
5	伝染性紅斑	○	×	×	小児科	次の月曜	c1	×	×	×	×	×	×
5	突発性発しん	○	×	×	小児科	次の月曜	c1	×	×	×	×	×	×
5	梅毒	○	×	○	（全数）	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×
5	播種性クリプトコックス症	○	×	×	（全数）	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×
5	破傷風	○	×	×	（全数）	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×
5	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	×	×	（全数）	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×
5	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	○	×	×	（全数）	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×
5	百日咳	○	×	×	（全数）	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×
5	風しん	○	×	×	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
5	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	○	×	×	基幹	翌月初日	c2	×	×	×	×	×	×
5	ヘルパンギーナ	○	×	×	小児科	次の月曜	c1	×	×	×	×	×	×
5	マイコプラズマ肺炎	○	×	×	基幹	次の月曜	c2	×	×	×	×	×	×
5	麻しん	○	×	×	（全数）	直ちに	a	×	×	×	×	×	×
5	無菌性髄膜炎	○	×	×	基幹	次の月曜	c2	×	×	×	×	×	×
5	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	×	×	基幹	翌月初日	c2	×	×	×	×	×	×
5	薬剤耐性アシネトバクター感染症	○	×	×	（全数）	7日以内	b1	×	×	×	×	×	×
5	薬剤耐性緑膿菌感染症	○	×	×	基幹	翌月初日	c2	×	×	×	×	×	×
5	流行性角結膜炎	○	×	×	眼科	次の月曜	c1	×	×	×	×	×	×
5	流行性耳下腺炎	○	×	×	小児科	次の月曜	c1	×	×	×	×	×	×
5	淋菌感染症	○	×	×	STD	翌月初日	c1	×	×	×	×	×	×
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）	○	○	○	（全数）	直ちに	a	○	○	○	○	○	○

（届出事項）a:氏名、年齢、性別、職業、住所、所在地、病名、症状、診断方法、初診・診断・推定感染年月日、感染原因、感染経路、感染地域、診断した医師の住所及び氏名、その他、（保護者の住所氏名）
b1:年齢、性別、病名、症状、診断方法、初診年月日、診断年月日、推定感染年月日、感染原因、感染経路、感染地域、診断した医師の住所及び氏名
b2:年齢、性別、病名、症状、診断方法、初診年月日、診断年月日、推定感染年月日、感染原因、感染経路、感染地域、診断した医師の住所及び氏名、最近数年間の主な居住地、国籍
c1:年齢、性別
c2:年齢、性別、原因病原体の名称、検査方法

※1　インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）の基幹定点の届出については、届出対象は入院したもので、届出内容は入院時の対応を加える。
※2　感染性胃腸炎の基幹定点の届出については、届出対象は病原体がロタウイルスであるもので、届出内容は原因病原体の名称及び検査方法を加える。